

第三章 生産情報公表農産物のJAS規格に必要な主要生産情報

生産者が使用した農薬等の情報

1. 農薬に関する基礎知識

(1) 農薬等の定義

農薬取締法（第一条の二）により以下のとおり定められている。

「農薬」とは、農作物（樹木及び農林水産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、ダニ、昆虫、ねずみその他の動植物又はウィルス（以下「病害虫等」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。
防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

したがって、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ剤、植物生長調整剤、誘引剤、展着剤、天敵、農薬入り肥料などが農薬にあてはまる。

(2) 農薬の製造、流通

ア. 農薬を製造、輸入、販売する時には、農林水産大臣の登録を受けなければならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬*」という。）については、この限りでない。

イ. 農薬を販売するには、その容器に次の事項を表示しなければならないことになっており、使用者に必要な情報は全て網羅されている。

登録番号

公定規格に適合する農薬にあっては「公定規格」という文字

登録に係る農薬の種類、名称、物理化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量

内容量

登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法

第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあっては、「水質汚濁性農薬」という文字

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

貯蔵上又は使用上の注意事項

製造場の名称及び所在地

最終有効年月

殺虫剤（殺ダニ剤）の一つであるパロックフロアブル及び殺菌剤の一つであるきのこ用ベンレート水和剤の場合について、そのラベルの記載内容と、表示義務のある上記の ~ との関係を示す。

*** 特定農薬とは**

安全性が明らかなものまで農薬登録を義務付けること（過剰規制）にならないように設けられた。通例は「特定防除資材」と呼称する。現在、重曹、食酢、天敵が特定農薬に指定されている。

農薬ラベル記載例（バロックフロアブルの場合）

登録番号	農林水産省登録 第 号
農薬の種類	エトキサゾール水和剤
名称（商品名）	バロック フロアブル
成分	エトキサゾール・・・・・・・・・・10.0% 〔(RS)-5tert-ブチル-2-[2-(2,6-ジフルオロフェニール)-4,5-ジヒドロ-1,3-オキサゾール-4-イル]フェネトール〕 水、界面活性剤等・・・・・・・・・・90.0% 〔エチレングリコール(PRTR-1種43) 6.0%〕
性状	類白色水和性粘稠懸濁液体
内容量	500ml
適用害虫と使用方法（別表）	
<p>⚠ 効果・薬害等の注意 ボルドー液との混用はさける（効果）。 本剤の散布は年1回とし、作用性の異なる薬剤との輪番で使用する（抵抗性発達回避）。以下略</p> <p>⚠ 安全使用上の注意 眼に入らないよう注意。眼に入った場合には直ちに水洗する（弱い刺激性）。 漏出時は、保護具を着用し布・砂等で回収する。以下略</p>	
<p>魚毒性・・・水産動物、特に甲殻類に影響を及ぼすので、 養殖池等周辺での使用には十分注意する。</p> <p>保管・・・密栓し、直射日光をさけ、食品と区別して冷涼な所。</p>	
製造	株式会社
本社	神奈川県 市 1-2-3
製造所	株式会社 工場 長野県 市 1-2-3
有効年月（西暦下2けた）	＊ ＊ . 12

注）バロックフロアブルの場合には 、 、 の表示は該当がない。

(別表) 適用害虫と使用方法(パロックフロアブルの場合の表示例)

作物名	適用害虫名	希釈倍数(倍)	10アール当り 散布量(L)	使用時期	総使用 回数*	
かんきつ	ミカンハダニ	2000 ~ 3000	200 ~ 700	21日*	2回	
	ミカンサビダニ	2000				
りんご	リンゴハダニ	2000 ~ 3000				
	ナミハダニ	2000				
なし	ハダニ類					
もも	ハダニ類					
	モモサビダニ					
びわ	ミカンハダニ					
ぶどう	ハダニ類	1000 ~ 3000		200 ~ 400	14日*	1回
おうとう						
茶	カンザワハダニ	1000 ~ 3000	200 ~ 400	14日*	1回	
きゅうり	ハダニ類	2000	100 ~ 350	前日*	2回	
なす						
すいか						
メロン			200 ~ 700	前日*	1回	
いちご						
いちじく			100 ~ 300	7日*	2回	
あずき						
ホップ			200 ~ 700	発生初期	1回	
花き類(草本 植物)・観葉 植物			100 ~ 300			
樹木類(木本 植物)			200 ~ 700			

*印はその日までに使用できる収穫前(茶は摘採前)の日数と、本剤およびその有効成分を含む農薬の総使用回数の制限を示す。

農薬ラベル記載例（きのこ用ベンレート水和剤の場合）

登録番号	農林水産省登録 第21075号		
農薬の種類	ベノミル		
商品名	きのこ用ベンレート水和剤		
成分	ベノミル（PRTR・1種第276号）・・・50.0% メチル-1-(7-フルカバモル)-2-ベンズイミダゾールカーバメート 糖類、界面活性剤等・・・・・・・・・・50.0%		
性状	類白色水和性粉末、45μm以下		
内容量	200g		
適用病害虫と使用方法（別表）	<p>⚠ 効果・薬害等の注意</p> <p>しいたけ、なめこ、ひらたけの原木栽培</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植菌直後、梅雨入り前及び梅雨明け後にほだ木が十分ぬれるように散布する。 ・ 散布直後降雨にあうと、効果が減退するので、降雨の心配のない日を選んで散布する。 <p>本剤及び同系統の薬剤の連続使用によって薬剤耐性菌が出現するおそれがあるので、過度の連用をさけ、なるべく作用性の異なる薬剤を組み合わせで使用する。 以下略</p> <p>⚠ 安全使用上の注意</p> <p>使用に際しては農薬用マスク、手袋、長ズボン、長袖の作業衣などを着用する。眼に入らないように注意する。万一眼に入った場合には直ちに水洗する（弱い刺激性）。以下略</p>		
魚毒性	<p>・・・本剤は水産動物に影響を及ぼすので、使用残液や散布器具・容器の洗浄水等は直接河川等に流さない。</p> <p>保管・・・・密栓し、火気、直射日光をさけ、食品と区別して冷涼乾燥した場所。</p>		
製造場	株式会社	工場	
	米国アリゾナ州	市	1-2-3
小分製造場	株式会社		
	栃木県	市	1-2-3
有効年月（西暦下2けた）	** . 12		

注) この商品例には 、 、 の表示は該当なし。

(別表) 適用病害虫と使用方法(きのこ用ベンレート水和剤の場合の表示例)

作物名	適用病害虫名	希釈倍率	使用時期	総使用回数*	使用方法
きのこ類 (原木栽培)	トリコデルマ菌 によるほだ木の 障害	1,000倍	収穫30日 前まで	3回以内	ほだ木に散布
しいたけ (菌床栽培)	トリコデルマ菌 による生育障害	培地重量の 0.02%	培地調整 時	1回	培地混和
えのきたけ (菌床栽培)		培地重量の 0.008%			
なめこ (菌床栽培) ひらたけ (菌床栽培)		培地重量の 0.01~0.02%			
きのこ類 (えのきたけ、 しいたけ、 なめこ、 ひらたけを除く) (菌床栽培)		培地重量の 0.008~ 0.02%			

* 印は収穫物への残留回避のため、本剤及びベノミルを含む農薬の総使用回数の制限を示す。

(3) 農薬の種類

農薬には複数の呼び名がある、一般に使われるのは「商品名」だが、商品名は各メーカーが独自につけるため有効成分名で確認する必要がある。

しかし有効成分を化学名で表示しても分かりにくいいため、有効成分ごとに「登録上の種類名」が定められている。公表情報で公表する農薬の種類は「登録上の種類名」を用いる。

商品名	有効成分名	
	種類名	化学名
ダントツ水溶剤	クロチアニジン	(E)-1-(2-クロチアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトロゲン
ダントツオリゼ箱粒剤	クロチアニジン	同上
	プロベナゾール	3-アシルオキシ-1,2-ベンゾイソチアゾール-1,1-ジオキシド
スミパイン乳剤	MEP *	0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル)チホスフェート
きのこ用ベンレート水和剤	ベノミル *	メチル-1-(プロピルカルバモイル)-2-ベンゾイミダゾールカーバメート
ゼンターリ顆粒水和剤	バチルス・チューリンゲンシス菌の生芽胞及び産出結晶毒素(BT) *	
デミリン水和剤	ジフルベンズロン *	1-(4-クロロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素

* 印はきのこ用農薬を示す。

(4) 農薬の分類

農薬はその用途によって様々な分類の仕方がある。また有効成分により分類される場合には、天敵、微生物、化学合成物質、天然物質などに分類される場合があるが、公表情報では、殺虫剤、殺菌剤などの用途別分類に天敵か微生物のいずれかに該当する場合にはこれも合わせて公表する。

なお、農薬によっては、1つの薬剤で殺虫、殺菌、除草、植物成長調整といった用途のうち2ないし3種類の用途を兼ねて使用されるもの(例: 土壌くん蒸剤や石灰窒素)があるが、公表情報では実際の用途に基づき記載する。

公表情報としての用途別分類

農薬（農薬取締法第1条の2第1項及び同条第2項の天敵を含む）			特定農薬（農薬取締法第2条第1項）	
用途別分類		種類名（例）	用途別分類	種類名（例）
殺虫剤	農作物を加害する害虫、ダニや線虫を防除する薬剤	マラソン	殺菌剤	重曹・食酢
殺虫剤（天敵）	農作物を加害する害虫の天敵	オンシツツヤコバチ	殺虫剤（天敵）	ナナホシテントウ
殺虫剤（微生物）	農作物を加害する害虫を防除する微生物	BT	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天敵は使用場所と同一都道府県内で採取されたもの。 ・ 特定農薬については用途が定められていないため、用途別分類は実際の使用目的に基づき記載されてもかまわない。 	
殺菌剤	農作物の病気を防除する薬剤	マンゼブ		
殺菌剤（微生物）	農作物の病気を防除する微生物	バチルス・ズブチリス		
殺虫殺菌剤	農作物の害虫等と病気を同時に防除する薬剤	脂肪酸グリセリド		
植物成長調整剤	農作物の生育を促進したり、抑制する薬剤	ジベレリン		
殺菌植調剤	農作物の病気を防除するとともに、生育を促進したり、抑制する薬剤	ピロキロン・ウニコナゾール		
殺虫植調剤	農作物の害虫を防除するとともに、生育を促進したり、抑制する薬剤	ベンフラカルブ・イナベンフィド		
除草剤	雑草を防除する薬剤	グリホサートアンモニウム		
除草剤（微生物）*1	雑草を防除する微生物	ザントモナス・キャンペストリス		
殺虫除草剤	農作物の害虫を防除するとともに、雑草を防除する薬剤	石灰窒素		
殺菌除草剤	農作物の病気を防除するとともに、雑草を防除する薬剤	石灰窒素		
殺虫殺菌除草剤	農作物の病虫害を防除するとともに、雑草を防除する薬剤	石灰窒素		
殺鼠剤	農作物を加害するノネズミなどを防除する薬剤	クマテトラリル		
忌避剤	害虫や鳥をにおいなどで忌避する薬剤	チウラム		
誘引剤 / 交信攪乱剤	害虫をにおいなどで誘き寄せたり、交尾をかく乱する薬剤	ダイアモルア		
展着剤	他の農薬と混合して用い、その農薬の付着性を高める薬剤	ポリアクリル酸ナトリウム		

* 1：現在食用農作物に適用があるものはない。

参考：農薬の分類

使用目的による分類	対象作物別分類	(水稲、果樹、野菜用など)
	用途別分類	(殺虫剤、殺菌剤、除草剤など)
	対象害虫等による分類	(アブラムシ、いもち剤、ハダニなど)
剤型による分類	液状製剤	(乳剤、フロアブル剤、液剤など)
	固形製剤	(粉剤、粒剤、水和剤など)
有効成分による分類 (化学物質としての)	無機物	(天然、合成)
	有機物	(天然、合成、抗生物質等)
	生物	(天敵、微生物、生物産生物質等)
その他	消防法に基づく分類	(危険物上の分類)
	毒劇物取締法に基づく分類	(毒物、劇物、普通物)
	成分の特性による分類	(フェロモン剤、有機リン剤など)
	処理方法による分類	(育苗箱処理剤、くん煙剤など)

(5) 農薬の使用基準

農薬取締法に基づき、農薬を使用するものが遵守すべき基準が定められている。(農林水産省・環境省令第五号)

農薬使用者が遵守しなければならない基準(罰則を伴うもの)

適用作物等に含まれない食用農作物等に使用しない。

単位面積当たりの使用量の最高限度を超えて、または希釈倍数の最低限度を下回る倍数で使用しないこと。

定められた使用時期以外に使用しないこと。

定められた総使用回数を超えて使用しないこと。

下記の表にきのこ栽培で使用が認められている農薬の種類、使用基準などを示すので、農薬の使用の際は確認すること。

作物	商品名	種類名	希釈倍率・量	使用時期、回数
きのこ類(原木栽培)	きのこ用ベンレート水和剤	ベノミル	1000倍	収穫30日前まで、3回
しいたけ菌床栽培	きのこ用ベンレート水和剤	ベノミル	培地重量の0.02%	培地調整時、1回
えのきたけ菌床栽培	きのこ用ベンレート水和剤	ベノミル	培地重量の0.008%	培地調整時、1回
なめこ菌床栽培	きのこ用ベンレート水和剤	ベノミル	培地重量の0.01 ~0.02%	培地調整時、1回
ひらたけ菌床栽培	きのこ用ベンレート水和剤	ベノミル	培地重量の0.01 ~0.02%	培地調整時、1回
上記きのこを除く菌床栽培	きのこ用ベンレート水和剤	ベノミル	培地重量の0.008 ~0.02%	培地調整時、1回
ほだ木	スミパイン乳剤	M E P	350倍	成虫発生初期および産卵期(ほだ木伏せ込み期 2回)
ほだ木用笠木	スミパイン乳剤	M E P	40倍	
しいたけ	ゼンターリ顆粒水和剤	B T	1000倍	害虫発生初期(発生の14日前まで) 3回
マッシュルーム	デミリン水和剤	ジフルベンズロン	375倍 1.5 L / m ²	覆土時(収穫21日前まで) 1回

(6) 帳簿(使用履歴)の記載

前項の省令により農薬の使用者は以下の事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

農薬を使用した年月日

農薬を使用した場所

農薬を使用した農作物等

使用した農薬の種類又は名称(商品名)

使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

2. 防除日誌の作成と記帳

防除日誌は、農産物を生産する過程を記した重要な履歴書になり、生産情報を公表するために欠かすことのできない基礎資料となる。正確な防除日誌の記帳、保存が産地の信頼を確保する基本となる。また、防除日誌をきちんとつけることで、その年の防除の成否をチェックしたり、過剰散布がなかったかなどを検証したりすることができるので、次の年の防除計画を作成するのに非常に参考になる「生きた資料」と言える。

(1) 防除日誌記帳に必要な項目

防除日誌に必要な記帳項目を以下に示した。最低でもこれらを網羅する日誌を工夫して作成する。

防除日付 : 収穫開始日と比較して収穫前使用日数が登録の範囲内に入っているか検証するために必要。

使用農薬名 : 使用した農薬を剤型まで全て正確に記載させる必要がある。農薬の場合、剤型で登録内容が異なる場合があるため、また、同一成分が含まれていても商品名が異なるものがあるので、剤型名まで付した商品名と種類名を記載する。

例) 商品名 : バロックフロアブル、種類名 : エトキサゾール

希釈倍数・量および散布水量 :

農薬の登録に従い、何倍で散布したかあるいはどれだけの量を使用したか正確に記帳する。

例) 1000倍300 $\frac{L}{10a}$ 、2g/株、6kg/10a

農薬によっては使用量の表示が上記の例)のように異なった表示がなされている場合があるので、使用の際には注意が必要である。

誤使用の例では希釈倍数の間違が多く見受けられる。

収穫日 : 収穫前使用日数を検証するのに絶対に必要になる。忘れずに記帳するように指導する。

対象病害虫・雑草:何を対象に散布したか記帳する。より良い防除法の検討などに役立つ。

使用回数 : 何度も使用するような農薬の場合、使用回数の制限を越えないよう配慮が必要。そのため、常に登録上の使用回数を確認できるように、日誌にあらかじめ記載しておく使用回数超過を防止するのに役立つ。

と は公表情報としては必要ではないが、防除日誌を確実にする上から記載することが重要である。次ページにこれらの必要事項を網羅した日誌の例を紹介する。この日誌は予め使用する農薬を決めておくことで、記帳しやすくするとともに、集計および公表する情報の簡略化がはかれるよう工夫した事例である。それぞれの産地にあった日誌を作成しておくことが望ましい。

JA トマト 防除日誌

品種名:

生産者名:

収穫開始日:

圃場番号:

収穫終了日:

用途別分類	使用農薬の登録内容(遵守しなければならない基準)				農薬使用記録欄 (散布日付、希釈倍数または量を必ず記入。散布推量もできたら記入)									備考		
	商品名	種類	希釈倍数または使用量	収穫前日数	回数	記入例:ジェイエース水溶剤を 4/17×1000、20L 4月17日に1000倍で200% / 10a散布した場合										
						1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目			
殺虫剤	ジェイエース水溶剤	アセト	1000~2000倍	前日	3回以内	/	/	/								
	ダントツ水溶剤	カチアジソン	4000倍	前日	3回以内	/	/	/								
	ベストガード粒剤	ニテンピラム	1~2g/株	定植時	1回	/										
	アフーム乳剤	イマメクチン安息香酸塩	2000倍	前日	2回以内	/	/									
	アブロード水和剤	プロフェジン	1000~2000倍	前日	3回以内	/	/	/								
	カスケード乳剤	フルフェクスロン	2000~4000倍	前日	4回以内	/	/	/	/							
	ゼンターリ顆粒水和剤	BT	1000倍	前日	4回以内	/	/	/	/							
	サンマイトフロアブル	ピリダベン	1000~1500倍	前日	2回以内	/	/									
	チェス水和剤	ピメトジソン	3000倍	前日	3回以内	/	/	/								
							/	/	/	/	/	/	/	/	/	
殺菌剤	ダコニール1000	TPN	1000倍	前日	2回以内	/	/									
	ベルコート水和剤	イミクタジンアルベシル酸塩	3000~6000倍	前日	3回以内	/	/	/								
	ゲッター水和剤	ジエチンカルブ + 酢酸ナトリウム	1000~1500倍	前日	6回以内	/	/	/	/	/	/					
	ユーバレン水和剤	スルフェン酸系	500~600倍	前日	5回以内	/	/	/	/	/						
	ベンコゼプロアブル	マンゼブ	1000倍	前日	両方合計2回以内	/	/									
	カーゼートPZ水和剤	マンゼブ + シモキサニル	1000~1500倍	前日	両方合計2回以内	/	/									
							/	/	/	/	/	/	/	/		
除草剤	ラウンドアップハイロード	グリホサートアミン塩	500ml/50L/10a		3回以内	/	/	/								
						/	/	/	/	/	/	/	/			

*網掛け部分は、回数軽減により所定回数以上記入出来ない(使用できない)ことを示す。

JA なし 防除日誌

品種名:

生産者名:

収穫開始日:

圃場番号:

収穫終了日:

用途別分類	使用農薬の登録内容(遵守しなければならない基準)					農薬使用記録欄 (散布日付、希釈倍数または量を必ず記入し、散布水量もできたら記入)								備考	
	商品名	種類	希釈倍数または使用量	収穫前日数	回数	記入例: ダーズバン水溶剤を 4/17×1000 700L 4月17日に1000倍で700L / 10a散布した場合									
						1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目		
殺虫剤	ダーズバン水和剤25	加比ピルス	1000～1500倍	21日	3回以内	/	/	/							
	ダイアジノン水和剤34	ダイアジノン	1000～1500倍	14日	6回以内	/	/	/	/	/	/				
	サイアノックス水和剤	CYAP	1000倍	無袋45日 有袋7日	3回以内	/	/	/							
	アデジオン水和剤	ベルメリソ	2000～3000倍	前日	2回以内	/	/	/							
	ラービフロアブル	チオジカルブ	750倍	7日	3回以内	/	/	/							
	ダントツ水溶剤	知子アジソン	2000～4000倍	14日	3回以内	/	/	/							
	スタークル顆粒水溶剤	ジノテフラン	2000倍	7日	2回以内	/	/								
	パロックフロアブル	イトキサゾール	2000倍	14日	2回以内	/	/								
	コテツフロアブル	ケルフェナビル	2000～3000倍	7日	2回以内	/	/								
							/	/	/	/	/	/	/	/	/
殺菌剤	マネージDF	イメノコゾール	6000～8000倍	21日	3回以内	/	/	/							
	スコア水和剤10	ジフェノコゾール	2000倍、4000倍	14日	3回以内	/	/	/							
	バルノックスフロアブル	ジラム・チラム	500倍	45日	5回以内	/	/	/							
	ストロビドドライブフロアブル	ジラム・チラム	500倍	45日	5回以内	/	/	/							
	オーソサイド水和剤80	キャブタン	600～1000倍	7日	両剤合計9回以内	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	オキシラン水和剤	キャブタン有機銅	500～600倍	7日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	ベルコートフロアブル	イソキサゾール	1500倍	14日	4回以内	/	/	/	/						
							/	/	/	/	/	/	/	/	/
						/	/	/	/	/	/	/	/	/	
						/	/	/	/	/	/	/	/	/	

*網掛け部分は、回数軽減により所定回数以上記入出来ない(使用できない)ことを示す。

JA 水稲 防除日誌

品種名:

生産者名: _____
圃場番号: _____

収穫開始日: _____
収穫終了日: _____

用途別分類	使用農薬の登録内容 (遵守しなければならない基準)					農薬使用記録欄 (散布日付、希釈倍数または量を必ず記入し、散布水量もできたら記入)					備考
	商品名	種類	希釈倍数または 使用量	使用時期	回数	記入例: カスラベバリダゾルを8月17日に 1000倍で200 $\frac{L}{a}$ / 10a散布した場合 8/17 × 1000 200L					
						1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	
殺菌剤	テクリートCフロアブル	イコザール・銅	200倍	浸漕前	1回	/					
	タチガレエース液剤	ヒドロキシイソキサゾール・メラキシル	500 ~ 1000倍	播種時または発芽後	1回	/					
	オリブライト1キログラム粒剤	メニソトピリン	1kg/10a	収穫5日前まで	1回	/					
	アミスターエイト	アジキストピリン	8倍・800ml/10a (無人ヘリ)	収穫4日前まで	3回以内	/	/	/			
						/	/	/	/		
殺虫剤	スタークル粒剤	ジメトフリン	3kg/10a	収穫日前まで	3回以内	/	/	/			
						/	/	/	/		
殺虫殺菌剤	デジタルコラトップアクタラ箱粒剤	チアトキサム・ピロキロン	50g/箱	移植日前~移植当日	1回	/					
	ブラシンジョーカー粉剤DL	シラフルオフェン・フェリムゾン・フサライド	3 ~ 4kg/10a	収穫1日前まで	2回以内	/	/				
除草剤	ソルネット1キログラム粒剤	プレチラコール	1kg/10a	植後~移植前日または移植後~移植日	1回	/					
	サラブレットRXフロアブル	オキサジクロメキン・クロメピップ・イマゾスルフロ・ダイムロン	500ml/10a	移植直後~移植後5日	1回	/					
						/	/	/	/	/	

* 網掛け部分は、回数軽減により所定回数以上記入出来ない(使用できない)ことを示す。

3. 日誌の集計と公表情報の作成

(1) 防除関連公表情報の例

	用途別分類	種類	使用回数	地方公共団体 県*	
				平均使用回数**	削減割合
農薬による 防除	殺虫剤	クロチアジソン	0～2回		
		ビフェントリン	0～1回		
	殺菌剤	クレスキシメチル	1回		
		マンゼブ	1回		
合計**			3～5回	(10回)	(5割)
特定農薬による 防除	用途別分類	種類	使用回数		
使用したその 他の資材	()				

* 網掛け部分は削減割合を公表する場合。

** 平均使用回数を定めた地方公共団体の平均使用回数。化学合成農薬が対象となる。

(2) 集計と公表情報の作成

ア. 同一の識別番号が付けられた農産物に使用された農薬すべての情報を網羅する必要がある。同一識別番号ごとに日誌を集計する。

イ. 公表する情報は上記表のとおり、使用した農薬の用途別分類、種類、使用回数の3項目。なお、化学合成農薬の削減割合を公表する場合には平均使用回数、削減割合及び平均使用回数を定めた地方公共団体の名称を公表する。

公表する情報（生産情報）は、個々の生産者の生産行程記録を集約することで作成する。

集約にあたって、生産資材の公表については、当該グループの最少使用回数（施用量）および最多使用回数（施用量）を、有効成分ごとに算出する必要がある。この際、農薬の名称は商品名ではなく登録上の種類名、肥料の名称は、肥料取締法及び地力増進法で定められている「指定名」「肥料の種類」「土壌改良資材の種類」で公表する必要がある。

生産情報公表農産物では、回以下という公表の仕方は認められていないので、必ず最多回数（量）と最少回数（量）を事実に則して、集計する必要がある。

以下、農薬の想定される集計の手順について記載する。

農薬の使用回数の集約手順の例

各生産者の生産日誌に記載された農薬名について、それぞれ登録上の種類名に分解する。



生産者ごとに、それぞれの登録上の種類名について、使用回数を集計する。



グループ全体で、それぞれの有効成分および種類について一覧し、その最少回数と最多回数を整理する。



用途別、種類名別に最少、最多使用回数をまとめる。

公表情報の記載上の注意

用途別分類：1 - (4) 項で記載した分類に従って記載する。

種類：1 - (3) 項で記載した「登録上の種類名」を記載する。

ダントツオリゼ箱粒剤のように殺虫剤と殺菌剤の混合剤の場合は、殺虫剤としてクロチアニジン、殺菌剤としてプロベナゾールを記載する。

使用回数：収穫した圃場ごと、集団の場合には生産者によって使用回数異なる場合があるので、そのような場合には0～2回のように最も多い回数と最も少ない回数を公表する。

その他：農薬以外に使用した資材がある場合にはその種類及び目的を記載する。